

# 注記

## 1 重要な会計方針

### (1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

有形固定資産は原則として取得原価により計上しています。ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

- ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価  
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
- イ 昭和60年度以降に取得したもの  
取得原価が判明しているもの……………取得原価  
取得原価が不明なもの……………再調達原価  
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

### (2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）
- ② 満期保有目的以外の有価証券
  - ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格  
（売却原価は移動平均法により算定）
  - イ 市場価格のないもの……………取得原価
- ③ 出資金
  - ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格  
（売却原価は移動平均法により算定）
  - イ 市場価格のないもの……………出資金額

### (3) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
- ② リース資産
  - ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）  
……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法
  - イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万以下のファイナンスリース取引を除きます。）  
……………リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

### (4) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 徴収不能引当金  
長期延滞債権、未収金の徴収不能又は回収不能に備えるため、過去5年間の平均不能欠損率により、徴収不能見込額又は回収不能見込額を計上しています。
- ② 賞与等引当金  
職員に対する賞与の支給に備えるため、翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、財務書類作成基準日において発生していると認められる金額（12月から3月までの4か月分）を計上しています。
- ③ 退職手当引当金  
職員に対する退職手当の支給に備えるため、財務書類作成基準日において在職する職員が自己都合により退職するとした場合の退職手当要支給額を計上しています。

### (5) リース取引の処理方法

- ① ファイナンス・リース取引
  - ア ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引は除きます。）  
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
  - イ ア以外のファイナンス・リース取引  
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
- ② オペレーティング・リース取引  
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）

なお、現金には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額で60万円以上であるとき、修繕に係る支出が当該償却資産の資産価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められるかを判断し、資産として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

該当なし

(2) 表示方法の変更

該当なし

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

該当なし

3 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

該当なし

(2) 組織・機構の大幅な変更

該当なし

(3) 地方財政制度の大幅な改正

該当なし

(4) 重大な災害等の発生

該当なし

4 偶発債務

(1) 係争中の訴訟等

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けている主なものは次のとおりです。

1 大阪地方裁判所令和3年（ワ）第3707号

国家賠償請求事件 5万5000円及び年5%の遅延損害金

5 追加情報（財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項）

(1) 対象範囲

一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計、火災共済事業特別会計、2駅周辺整備事業特別会計

(2) 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

差異なし

(3) 出納整理期間について

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(4) 表示金額単位

各項目の金額を表示単位未満で四捨五入しているため合計等の金額が一致しない場合があります。

(5) 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況

地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	6.5%	—

(6) 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

該当なし

(7) 繰越事業に係る将来の支出予定額

繰越明許費（一般会計） 1,775百万円

(8) 過年度修正等に関する事項

該当なし

(9) その他財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

- ① 平成30年度に移管を受けた大阪府営住宅に係る地方債については、引き続き大阪府の負債となっていますが、当該地方債の元利償還金等相当額（地方交付税措置相当分等を除く）については、「大阪府営住宅事業の移管に関する協定書」等に基づき、毎年度、市が負担することになっています。令和4年度以降の負担額（元金相当分）は32百万円です。

6 追加情報（貸借対照表に係るもの）

(1) 売却可能資産

該当なし

(2) 減債基金に係る積立不足の有無及び不足額

該当なし

(3) 基金借入金（繰替運用）の内容

歳計現金に一時的に不足が生じる場合、効率性を勘案の上、基金から一時的な借入（繰替運用）を行っています。

(百万円)

基金の名称	期間	繰替運用額
財政調整基金	令和3年4月1日～令和3年5月31日	190
財政調整基金	令和3年5月31日～令和4年3月31日	470
公共施設等整備保全基金	令和3年4月1日～令和4年3月31日	1,980
公共施設等整備保全基金	令和3年4月1日～令和3年5月31日	690
公共施設等整備保全基金	令和3年5月31日～令和4年3月31日	110
減債基金	令和3年4月1日～令和4年3月31日	420
減債基金	令和3年5月31日～令和4年3月31日	20
災害対策基金	令和3年4月1日～令和4年3月31日	640

市営住宅整備基金	令和3年4月1日～令和4年3月31日	870
市営住宅整備基金	令和3年4月1日～令和3年5月31日	10
庁舎整備基金	令和3年4月1日～令和4年3月31日	1,500
スポーツ振興基金	令和3年4月1日～令和4年3月31日	40
福祉基金	令和3年4月1日～令和4年3月31日	450
福祉基金	令和3年4月1日～令和3年5月31日	30
緑化基金	令和3年4月1日～令和4年3月31日	110
教育文化基金	令和3年4月1日～令和4年3月31日	220
教育文化基金	令和3年4月1日～令和3年5月31日	120
学校施設整備基金	令和3年4月1日～令和4年3月31日	1,150
学校施設整備基金	令和3年4月1日～令和3年5月31日	130
学校施設整備基金	令和3年5月31日～令和4年3月31日	10
土地開発基金	令和3年4月1日～令和4年3月31日	310
火災共済基金	令和3年4月1日～令和4年3月31日	230
火災共済基金	令和3年4月1日～令和3年5月31日	10
火災共済基金	令和3年5月31日～令和4年3月31日	20
交通災害共済基金	令和3年4月1日～令和4年3月31日	130
ふるさと振興基金	令和3年4月1日～令和4年3月31日	1,210
ふるさと振興基金	令和3年4月1日～令和3年5月31日	510
ふるさと振興基金	令和3年5月31日～令和4年3月31日	1,800
公民連携基金	令和3年4月1日～令和4年3月31日	50

(4) 地方交付税措置のある地方債

地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 38,846百万円

(5) 将来負担に関する情報

地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	25,771百万円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	3,351百万円
将来負担額	55,342百万円
充当可能基金額	18,791百万円
特定財源見込額	8,222百万円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	38,846百万円

(6) 自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

125百万円

(7) PFI事業に係る資産の金額

該当なし

7 追加情報（純資産変動計算書に係るもの）

(1) 純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

- ① 固定資産等形成分  
固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金を加えた額を計上しています。
- ② 余剰分（不足分）  
純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

8 追加情報（資金収支計算書に係るもの）

(1) 基礎的財政収支

2,773百万円

(2) 既存の決算情報との関連性

地方自治法第233条第1項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（火災共済事業特別会計及び2駅周辺整備事業特別会計）の分だけ相違します。

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	53,993 百万円	52,559 百万円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	32 百万円	29 百万円
内部取引の相殺によるもの	20 百万円	20 百万円
繰越金に伴う差額	1,210 百万円	－ 百万円
資金収支計算書	52,795 百万円	52,568 百万円

(3) 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	5,219百万円
投資活動収入の国県等補助金収入	692百万円
未収債権、未払債務等の増減額	△490百万円
減価償却費	△2,066百万円
賞与等引当金の増減額	42百万円
退職手当引当金の増減額	15百万円
徴収不能引当金の増減額	55百万円
資産除売却益（損）	△60百万円
純資産変動計算書の本年度差額	3,407百万円

(4) 一時借入金

一時借入金の借り入れはありません。なお、一時借入金の限度額は4,515百万円です。

(5) 重要な非資金取引

重要な非資金取引は以下のとおりです。

新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額 34百万円